公募型プロポーザル説明書

1　業務概要

(1)　業務の目的

本県では、食文化の発展と「広島は美味しさの宝庫である」というブランドイメージの構築に取り組んでおり、本業務を通じて広島県に誘客力のある料理人が集積することで、広島のおいしいイメージを醸成し、「食」を目的に来県する人の数が増えることによって、観光消費額の上昇にもつなげる。

(2)　業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3)　履行期間

契約締結日から令和８年２月 27 日まで

(4)　予算額

13,989 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2　注意事項

(1)　公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限【様式１】

令和７年４月 25 日（金）　午後５時

(2)　公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会は実施しない。

(3)　仕様書等に対する質問書提出期限【様式２】

令和７年４月 30 日（水）　正午（午前 12 時）

(4)　上記(3)に対する回答日等

令和７年５月１日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5)　提案書提出場所及び期限

①　提案書提出場所

広島県商工労働局観光課

②　提案書提出期限

令和７年５月 12 日（月）　正午（午前 12 時）

(6)　公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

①　公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア　単独企業の場合

(ｱ)　広島県の納税証明書（発行日が申請日から３か月以内のもの）

(ｲ)　消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から３か月以内のもの）

(ｳ)　会社概要説明書【様式３】

(ｴ)　電子データの保存等に関する申出書【様式７】

イ　企業グループの場合

(ｱ)　広島県の納税証明書（発行日が申請日から３か月以内のもの）

(ｲ)　消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から３か月以内のもの）

(ｳ)　会社概要説明書【様式３】

(ｴ)　グループ構成書【様式５】

(ｵ)　委任状【様式６】

(ｶ)　電子データの保存等に関する申出書【様式７】

②　申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③　申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④　申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

⑤　電子メールによる提出は、件名を「公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出について」とし、送信後、提出先（広島県商工労働局観光課）に電話にて着信の確認を行うこと。

≪送付先アドレス≫ syokankou@pref.hiroshima.lg.jp

≪観光課電話番号≫ 082-513-3444（ダイヤルイン）

(7)　仕様書について

①　仕様書に対する質問がある場合は、上記「２(３)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メールにより提出すること。件名を「質問書の提出について」とし、送信後、提出先（広島県商工労働局観光課）に電話にて着信の確認を行うこと。

≪送付先アドレス≫ syokankou@pref.hiroshima.lg.jp

≪観光課電話番号≫ 082-513-3444（ダイヤルイン）

②　上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(9)　最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

①　最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

②　上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局観光課に対してその理由説明を求めることができる。

③　この説明を求める場合は、令和７年５月 19 日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④　上記に対する回答は、令和７年５月 20 日（火）までに、書面により行う。

(10)　支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払いすることができることとする。

(11)　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12)　参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の

負担とする。

(13)　公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(14)　提出された提案書について

①　提出された提案書は、返却しない。

②　提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

ア　広島県情報公開条例に基づき公開する場合

イ　最優秀提案者の提案書を公開する場合

(15)　本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(16)　提案内容に含まれる特許権など法廷に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3　契約事項

(1)　公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2)　契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。なお、最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3)　契約保証金

公告に定めるとおり

(4)　地方自治法第 234 条の３の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4　添付書類

(1) 公告の写し

(2) 仕様書

(3) 契約書（案）

(4) 企画提案書作成要領

(5) 提案書評価基準

(6) 様式類

【様式１】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式２】仕様書等に対する質問書

【様式３】会社概要説明書

【様式４】取り下げ願い書
【様式５】グループ構成書
【様式６】委任状
【様式７】電子データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】
広島県商工労働局観光課　担当　藤田・大和
電話　082－513－3444（ダイヤルイン）